

ストーカー総合対策 (平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)

「すべての女性が輝く社会」の実現
～安全・安心な暮らしの確保～

ストーカー事案～女性の安全・安心な暮らしを脅かす

警察における認知件数 2万2,823件 (平成26年中)
特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験 (内閣府調査)
女性の約10人に1人

「すべての女性が輝く政策パッケージ」

(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

○ストーカー対策の抜本的強化

関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ

ストーカー総合対策関係省庁会議
内閣府、警察庁、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、国土交通省

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ◆警察では、警察官等の増員、女性警察官による対応ができる体制の整備促進、組織的な対応の推進
- ◆地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等では、切れ目のない適切な支援、研修・マニュアル等による支援の充実
- ◆地域における関係機関の協議会 (例: 配偶者暴力に関するもの) を活用しつつ、関係機関の連携協力の推進

2 被害者等の一時避難等の支援

- ◆婦人相談所における一時保護の実施、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組の促進
- ◆婦人保護施設における中長期支援、婦人相談所等における住宅・就業の情報提供、公的賃貸住宅への優先入居等の推進のための取組
- ◆経済面からの支援として、弁護士費用の負担軽減、引き続き地方交付税措置

3 被害者情報の保護

- ◆被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者等の情報の保護
- ◆加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止、被害者等の安全の確保を図る上での配慮について広報啓発の推進

4 被害者等に対する情報提供等

- ◆相談・支援窓口や事案への対応について国民の理解を深めるための広報啓発の推進
- ◆被害実態等の的確な把握のための取組、地方公共団体等に対する情報提供

5 ストーカー予防のための教育等

- ◆ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、若年層を対象とする予防啓発や、インターネットの適切な利用とその危険性に関する教育啓発の推進
- ◆研修等により教育関係者等の理解を促進

6 加害者に関する取組の推進

- ◆警察では、被害者等の保護を最優先に組織による迅速・的確な対応、対応能力の向上の推進
- ◆様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に対して保護観察所と警察との連携による特異動向等の把握・措置、受刑者・少年院在院者に対して問題性を考慮したプログラムの実施・充実
- ◆ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究や、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査の実施